項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

三の二　申請者の配偶者（当該申請者と同一の世帯に属する者であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。）の個人番号

四　（略）

2・3　（略）

（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十六条　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～十三　（略）

十四　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百六十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　受給権者が法第三十六条の四第一項の規定に該当するときは、障害基礎年金被災状況届（様式第四号） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が三百六十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書	（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） （新設） （新設） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下この項において同じ。）が三百六十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書